東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 6月13日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 6月13日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		タービン建屋オペフロ給気処理室内ストームドレン処理系排水升(2カ所)において、排水升の詰まりが 認められたため、当該排水升を点検・清掃。	GⅢ	
2	3号機	中央制御室計算機ログプリンタ及びオンデマンドプリンタにおいて、打ち出し不良(用紙にシワがより正常な打ち出しをしない)が認められたため、当該プリンタを点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	サービス建屋3階当直員控室食堂の排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清 掃。	対象外	